

第4章 人事・服務

私有自動車の業務上の使用取扱規程

(平成7年5月30日 規程第2号)

(目的)

第1条 本規程は、職員がやむを得ず自己所有の車両を業務用に使用する場合（以下「業務使用車」という。）の取扱いについて規定し、安全かつ規律ある使用を図ることを目的とする。

(運転者の資格要件)

第2条 運転者は、過去に自己の責任による重大な事故及び違反をしていないこと。

(車両の要件)

第3条 本規程の適用を受けることのできる業務使用車は、次の基準を全て満たしている車両でなくてはならない。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検を受けていること。
- (2) 次の自動車保険に加入し、かつその職員が保険金給付の対象となっていること。
 - イ 自動車損害賠償責任保険
 - ロ 対人賠償保険・・・・・・・・・・無制限
 - ハ 対物賠償保険・・・・・・・・・・1,000万円以上

(使用許可)

第4条 職員が自己所有の車両を業務上に使用する場合は、あらかじめ会長の許可を受けること。

(運転者の責務)

第5条 自己所有の車両を業務上使用する場合は、運転者は、道路交通法を遵守し、安全運転を心がけなければならない。

(事故報告)

第6条 事故発生の場合は、直ちに事務局長に報告するものとする。

(損害賠償等)

第7条 業務使用車が交通事故を起こした場合における損害賠償については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、社会福祉協議会所

有車の取扱いの例による。この場合において、社会福祉協議会は、当該自動車に係る自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による責任保険（責任共済を含む。）及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。

（2）業務使用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、社会福祉協議会が負担する。

2 業務使用車が交通事故以外で第三者の責めによる損害を受け、当該損害の補償を受けることができないことを立証した場合においては、前項第2号の例によるものとする。

3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、社会福祉協議会は当該職員に対して求償することができる。

（使用料の支給）

第8条 使用する車両の維持費は、一切所有者負担とする。

2 有料道路を走行する必要がある場合または、有料駐車場を使用する場合は、その実費を支給する。

（精算）

第9条 「交通費・旅費精算書」に報告書を添付のうえ、事務局長に提出し精算する。

附 則

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。